

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県八千代市上高野 1728 番地 5
氏 名 株式会社東亜オイル興業所
代表取締役 碩 孝光

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 鈴木 栄 治



許可の年月日 平成 26 年 5 月 7 日
許可の有効期限 平成 31 年 1 月 26 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

油水分離及び焼却による中間処理

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

ア 油水分離による中間処理に係るもの

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

イ 焼却による中間処理に係るもの

(ア) 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）

(イ) 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。）

(ロ) 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。）

(ハ) 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸、廃アルカリに限り、1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）

2. 事業の用に供するすべての施設

許可証別紙のとおり

3. 許可の条件

- 特別管理産業廃棄物の処理は、2 に掲げる施設で行い処理能力を超えて行わないこと。
- 特別管理産業廃棄物の保管は、2 に掲げる設置場所で行い保管量を超えて行わないこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 6 年 1 月 27 日 新規許可
平成 26 年 5 月 7 日 更新許可
平成 27 年 2 月 10 日 変更届（保管施設の変更）

5. 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無

有・ 無

以下余白

許可証別紙

事業の用に供するすべての施設

施設の種類 (許可年月日及び許可番号)	処理能力又は保管量 (設置年月日)	数量	設置場所	
廃油の油水分離施設 (施行令第7条第4号) (昭和55年3月18日届出)	30.0m ³ /日	2	千葉県八千代市 上高野字木戸場 1728番地5, 1728番地12, 上高野字中野 1822番地3, 1823番地3, 1826番地3	
汚泥及び廃油等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	38.5 t/日	1		
廃プラスチック類等の焼却施設 (施行令第7条第3号, 第5号, 第8号, 第13号の2) (昭和55年3月18日届出)	5.0 t/日	1		
保管施設	廃油の受入槽	2.5m ³		2
	廃油等の貯留槽	180.0m ³		2
		10.0m ³		1
	廃油の保管施設	55.8m ³		1
	廃酸の保管施設	12.4m ³		1
	廃アルカリの保管施設	12.4m ³		1
	廃酸の貯留槽	30.0m ³		1
	廃アルカリの貯留槽	30.0m ³	1	
	廃プラスチック類等の保管施設	45.0m ³	1	
	燃え殻の保管場所	8.0m ³	1	
ばいじんの保管場所 (コンテナ内フレコン保管)	24.0m ³	1		

以下余白